

東弁27人第410号  
2016年2月17日

東京拘置所

所長 渡邊恒雄 殿

東京弁護士会

会長 伊藤茂昭

### 人権侵害救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり要望します。

#### 記

##### 第一 要望の趣旨

貴所収容中の被収容者との一般面会に関し、面会申出の状況や面会室の数、職員の配置状況等の事情から面会時間の制限が常態化している現状において、貴所が面会室に時計を設置しないことは、面会中の被収容者が面会の経過時間を知ることができず、制限時間内に必要な会話を終えるよう調整することが困難になる結果、面会の目的を達成できない事態を招くものであるから、被収容者の面会交通権を不当に制約するものである。

貴所におかれては、面会中の被収容者に面会の経過時間と現在時刻を知らせるため、面会室に時計を設置されるよう要望する。

##### 第二 要望の理由

###### 一 認定した事実と判断

1 平成25年8月27日、申立人は貴所において両親と面会したが、その際面会時間が15分間に制限された。

なお、申立人の面会前に貴所から面会時間の制限についての告知がなかったことを示す証拠はないから、面会前に告知することなく面会時間を制限したとまでは認められない。

2 貴所の面会室には予算上時計は設置されていなかった。

そのため、申立人は面会中、経過時間を知ることができなかった。

###### 二 人権侵害性の判断

1 申立人は両親と面会した際、面会時間が15分に制限されており、申立人の面会交通権は制限されている。

しかし、刑事施設処遇規則第73条は、「面会の申出の状況、面会の場

所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、5分を下回らない範囲内で、30分を下回る時間に制限することができる」旨規定しているところ、貴所は面会申し出の状況や面会室の数に照らし、当日の面会時間を15分に制限し、面会申出者と申立人にもその旨告知していたと回答している。当日の面会申し出の状況や面会の混雑具合等については具体的な回答が得られなかったため、面会時間を制限するやむを得ない必要性がなかったと認めるだけの証拠はない。

とすると、上記面会時間の制限により、申立人の面会交通権が侵害されたとまで認めることはできない。

- 2 他方、貴所の面会室に時計が設置されていないため、申立人は面会の経過時間を知ることができず、面会時間内に十分な面談ができなかったと申し立てており、貴所の面会室において時計が設置されていなかったことは上記のとおり認定できる。

被収容者が時間の制限なく外部の者と面会できるのであれば、面会中、時計により現在時刻を知る必要は必ずしも大きくはない。しかし、面会時間が制限される場合には、面会中の経過時間を知ることができなければ、制限時間内に必要な会話を終えることができるよう調整することが困難となり、面会の目的を達することができなくなるから、被収容者にとっては現在時刻を知る必要は大きい。

そもそも被収容者はその面会交通権に基づき外部の者と時間制限なく面会することができるのが原則であり、面会時間の制限は刑事施設の管理運営上やむを得ない必要性がある場合に限られているところ、そのような場合であっても、被収容者が現在時刻を知ることまで制限する理由はない。

とすれば、被収容者は、面会時間の制限を受ける場合、面会交通の目的を達するため、時計を確認することにより現在時刻と経過時間を知る権利があるというべきであり、刑事施設が面会室に時計を設置しないことは、この権利を不当に制約するものというべきである。

- 3 以上より、貴所が面会室に時計を設置しないことにより、申立人の人権は不当に制約されているから、要望の趣旨記載のとおり貴所に要望するのが相当である。

以 上